

# 第3回通常総会議案書

平成26年6月20日(金)  
於：北辰館



公益社団法人 新発田法人会

# 議 事 次 第

1. 開 会 の 辞

2. 会 長 挨 拶

3. 議 事

議事録署名人選定

決 議 事 項

第1号議案 平成25年度決算報告承認の件

第2号議案 諸規程の制定及び改定の件

第3号議案 その他

報 告 事 項

(1) 理事会承認事項

平成25年度事業報告

平成26年度事業計画

平成26年度収支予算

(2) その他

4. 来 賓 祝 辞

5. 閉 会 の 辞

会員増強功労者表彰式

## 平成25年度事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日)

### I. 概 況

新発田法人会は、平成24年4月1日付で公益社団法人に移行し、2年目を迎えた平成25年度は1年を通じて税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした事業を行ってきました。

また引き続き、公益法人制度改革を法人会の理念と活動を見直す機会と捉え、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ、諸施策に取り組みました。

主な事業のうち、

公益関係は、税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修・セミナー、租税教育、税の広報、税の調査研究及び税制改正の提言の各事業を法人会の原点である「税」に関する活動を中心に、また、公益性を高めるために会員のみならず一般市民も対象に実施いたしました。研修・セミナーでは、税に関する研修会を主なテーマに多数のかたに参加をいただきました。租税教育では、小学生に対する租税教室、税に関する絵はがきコンクールを実施、参加小学校数、児童数とも前年に比べ増加しております。また、今後の望ましい税制のあり方をまとめた税制改正の提言を実施いたしました。

地域の経済社会環境の整備改善を図るための事業としては、社会貢献講演会を開催し、多数の会員や市民の皆様から参加をいただきました。その際、タオル寄付を募り、集まったタオルを社会福祉施設等に寄付し、福祉の現場で役立てております。

共益関係は、会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業として、組織の強化・充実、広報活動、青年部・女性部の充実及び法人会会員の福利厚生の向上に資することを目的とする事業に取り組みました。

管理関係は、公益法人制度改革を踏まえ諸規定の整備や諸会議及び法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

## II. 公益関係

### 1. 税を巡る諸環境の整備改善事業

#### (1) 税に関する研修・セミナー事業

##### ① 各研修会・セミナー事業

平成 25 年度の税に関する研修・セミナー実施状況は、新設法人説明会、会社の月別決算説明会、税制改正、税務申告を中心に、法人会の原点である「税」を中心とした研修会及び経営財政を取り巻く諸問題改善に役立つ研修会をより多く実施し、開催状況は以下の通りです。

平成 25 年度の税制・税務研修会の開催状況

テ ー マ	参加人員	実施回数	講 師
決算期別説明会	1 9 3	4	税務署担当官
新設法人説明会	1 4	2	〃
平成 25 年度税制改正の概要	9 2	3	〃
源泉所得税の実務のポイント	7 3	1	〃
事業承継税制について	5 5	1	〃
e-Tax について	2 6 6	5	〃
合計	6 9 3	1 6	〃

##### ② インターネットセミナーの提供

公益法人移行とともに、新しい研修会の提供として、当法人会ホームページ上ネットで配信されるセミナーは材育成、健康・ライフスタイルなど、300 タイトル以上の講師による本格セミナーを 24 時間いつでも、どこでも無料でご覧になれます。このセミナーは毎月更新されており、税務・経営・労務・健康等のタイトルで経営者が知っておくべき多彩なセミナーと講師陣を揃え経営者の自己啓発はもとより、社員教育にもご活用いただいております。

#### (2) 租税教育活動

新公益法人制度を踏まえ、青年部・女性部の活動の大きな柱である「租税教育活動」の積極的な展開を図るために研修会等に参加し租税教育活動に取り組んでいます。

① **新発田市租税教育推進協議会総会**

開催日 平成 25 年 6 月 27 日  
会 場 新発田市役所会議室  
議 題 平成 24 年度事業報告について  
平成 25 年度事業計画（案）について

② **租税教育講師セミナーへの参加**

開催日 平成 25 年 10 月 7 日  
会 場 新発田税務署会議室  
講 師 新潟税務署税務広報広聴官 浅間 智美 氏  
内 容 学習指導要領等における租税の取り扱い  
租税教室の進行のしかた  
参加者 青年部・女性部役員 4 名

③ **児童クラブでの租税教室の開催**

青年部・女性部役員が、新発田市内並びに胎内市内の児童クラブ 7 か所・児童約 300 名に対し、租税教育用の「紙芝居」「DVD」「一億円レプリカ」等を用いて租税教室を開催しました。

開催日 平成 25 年 8 月 1 日  
会 場 紫雲寺児童クラブ  
児童数 70 名  
参加者 4 名

開催日 平成 25 年 8 月 6 日  
会 場 胎内なかよしクラブ  
児童数 55 名  
参加者 4 名

開催日 平成 25 年 8 月 6 日  
会 場 中条なかよしクラブ  
児童数 50 名  
参加者 4 名

開催日 平成 25 年 8 月 9 日  
会 場 東豊児童クラブ

児童数 40名  
参加者 3名

開催日 平成25年8月9日  
会場 東豊第2児童クラブ  
児童数 35名  
参加者 3名

開催日 平成25年8月20日  
会場 佐々木児童クラブ  
児童数 11名  
参加者 3名

開催日 平成25年8月21日  
会場 五十公野児童クラブ  
児童数 40名  
参加者 4名

#### ④ 小学校での租税教室の開催

青年部役員が講師を務め、新発田市立五十公野小学校、竹俣小学校の2校で、授業の一環として租税教室を開催しました。税金の種類や大切さ、税金の使われ方を分かりやすく解説しました。

開催日 平成26年1月15日  
会場 新発田市立五十公野小学校  
児童数 92名  
参加者 4名

開催日 平成26年1月16日  
会場 新発田市立竹俣小学校  
児童数 12名  
参加者 4名

#### ⑤ 管内の小学校6年生全員に小冊子を配布しました。

新発田法人会管内の新発田市・胎内市・阿賀野市・聖籠町の小学校6年生全員（45校）

約 1,700 名) に租税教育用小冊子「おじいさんの赤いつぼ」を配布しました。

⑥ **絵ハガキコンクールを開催しました。**

租税教室開催に合わせて応募を呼びかけるなど周知に努めた結果、五十公野小学校・竹俣小学校・御免町小学校の 3 校から 140 作品の応募がありました。優秀作品は学校を通じて表彰しました。

**(3) 税の広報活動**

① 新発田法人会「会報」及び全法連機関誌「ほうじん」の配布

税、経営に関する情報を提供するため、「しばた法人会だより」を年 1 回、全法連機関誌「ほうじん」を年 4 回（季刊）会員および一般向けに無料で配布しました。

② ホームページによる税の広報

- ・ 税制改正の確定時に速報版を掲載
- ・ 各種研修会の案内を会員外の一般市民にも参加呼びかけ
- ・ 税法・税務・経営セミナー等に関する小冊子を作成、配布を一般市民のかたにも案内

③ 新聞による税の広報

「e - Tax」の利用促進を図るため「税を考える週間 11/11 ～ 11/17」に新潟日報朝刊へ「税に強くなろう。私たちは、法人会です。「法人会」は税を通じて社会に貢献します」のポスターを 5 段に掲載しました。

また、「確定申告期」にあわせて 2/16 日朝刊に税の広報と「e - Tax」の利用促進の P R を 7 段に掲載しました。

**(4) 研修用教材の作成・配布**

税法・税務関係の研修会については、法人会の事業の中心であり、平成 25 年度においても各種テキストを作成し研修会の開催時に会員及び一般市民に配布しています。

**作成したテキスト等**

1. 平成 25 年度税制改正のあらまし（速報版）
2. 会社の決算・申告の実務（25 年度）
3. 新設法人のための決算（25 年度）
4. 平成 25 年度税制改正のあらまし
5. おじいさんの赤いつぼ
6. クイズだぜい
7. 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために

8. 会社取引を巡る税務Q & A
9. 源泉所得税実務のポイント（25年度版）
10. 年末調整のしかた（25年度版）
11. 消費税改正のポイント
12. 確定申告実務のポイント
13. 法人税・源泉所得税
14. 消費税の経過措置
15. 消費税率アップ

## 2. 税制提言活動

### （1）税制改正に関する提言の概要

平成25年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめました。

さらに「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果もあわせて6月13日付で全法連に提出しました。

新潟県法連がまとめた要望事項は、以下の通り

## 平成26年度 税制改正要望事項

### 総 論

#### 第一 経済活性化への積極的取組み

長期間続いた円高や国際的にみて高止まっている法人税負担などから、依然国内では産業の空洞化状態が続いている。特に地方の中小企業においては厳しい経営を余儀なくされており、様々な形で企業努力をして頑張っているのが現状である。

中小企業の70%強が赤字経営であり、税収に大きな影響を与えているが、赤字国家財政の再建には、景気回復による税収の増加が最も重要である。

政府は、中小企業が景気回復の波に乗れるための施策を早急に示し、具体的に行動してもらいたい。



## 第二 徹底した行財政改革による歳出削減

平成 25 年度予算によれば、本年度の国債発行 42 兆円、歳入総額に占める公債金収入 46% となった。世界的規模の不景気が原因の税収の落ち込みとは言え、平成 25 年度末の国民の借金（国と地方の長期債務残高）は 997 兆円に達し、試算によっては総額 1,000 兆円となるとされている。これは、まさに破綻同然の財政状況である。

政府としては、思い切った行財政改革を実施し歳出削減を徹底してもらいたい。

### 新潟県連として次のとおり要求する。

1. 公務員定数の削減と給与・退職金の抑制および公務員継続雇用可否の適性審査制度の導入
2. 議員定数の削減および報酬の見直し
3. 公的資金を投入している特殊法人等の廃止及び縮小
4. 公共を積極的に民間に移行
5. 市町村合併の効果（経費節減）を早めに出すように取り組む
6. 特別会計は、その内容があまり公表されておらず十分なチェックがないまま肥大化してきた。特別会計の抜本的改革が必要である。
7. 遅れている国の情報公開制度を実効性のある制度として確立すること。
8. 予算の執行状況について、流用など不適正な使われ方がなされぬようにチェックを怠らぬこと。

## 第三 法人・個人所得税について

税制は、公平・中立・簡素の三原則に立って、広く、薄く、公平に適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担するという考えで従来より課税ベースの見直しを要望してきた。

産業の空洞化を防止する観点から、法人実効税率引下げは必要と考えられるが、一方で課税ベースの拡大により税負担の軽減効果が減殺されることのないよう慎重な検討を求めたい。

個人所得については、累進課税区分の見直しなどが行われたが、不公平が生じないように配慮すべきである。

## 第四 社会保障制度の改革推進について

財政と社会保障の問題については、人口減少と少子・高齢化の同時進行、格差の拡大が進むなかで国民は将来の不安がますます増大してきている。出生率低下の理由として将来に対する不

安があげられるが、まさに現在の財政危機の中での社会保障制度についての将来不安があるものと考えられる。既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料の増額等、国民の負担が増加してきている。

議員年金問題や国家公務員共済年金との一元化問題等については早急に対応すべきである。

公的福祉制度の民間移譲は、地方財政の削減、民間雇用促進の効果も期待できることからより強力に取り組む必要がある。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

## 第五 東日本大震災の復旧復興予算について

東日本大震災の政府推計被害額は最大で 25 兆円にのぼり、その復興に必要な予算措置は当面復興財源確保法の成立で、集中復興期間 5 年間で 19 兆円が措置された。

内容は、歳出削減および税外収入と税制措置等により償還財源を担保した復興債の発行である。これに伴い償還財源としての復興税が制定された。法人税と所得税に時限的に復興特別法人税 3 年間、復興特別所得税 25 年間の付加税を課すこととなった。

その他全国の地方公共団体においても地方税について復旧復興のために自ら復興財源の確保をしている。

今後も引き続き復興財源が問題視されると予想されるが、法人会としては、極力各省庁の無駄を省き、また知恵を出し合って税外収入の確保に努め、更なる増税に頼らないように要望する。

また、最近問題視された災害復興の拡大解釈で予算が復興以外に流用、費消されることのないよう財政規律の確立を要望する。

## ( 基 本 事 項 )

### 制度の改正要望事項

#### 第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、厳しい経済環境におかれていることから改善する点が多い。

**このため、以下の改革を要望する。**

##### 1. 中小企業の軽減税率適用課税所得の引き上げ

昭和 56 年以来、中小企業の軽減税率適用課税所得は 800 万円以下に据え置かれているが

適用所得額を少なくとも 1,500 万円程度に引き上げることを要望する。

## 2. 中小企業の交際費課税の見直し

交際費は経営運営上必要欠かせない経費であることから、平成 25 年度税制改正では交際費課税の特例が一部見直されたが、さらに進んで全額損金扱いにするよう要望する。

## 3. 企業会計原則と税法について

企業会計原則は、実務の中に慣習として発達したものの中から一般に公正妥当と認められている処理であることから、税法もできる限り原則に近づける処理を要望する。

## 第二 個人所得税制について

税率構造の累進緩和や諸控除により所得課税の負担は軽減されてきており、国際的に見ても低い水準となってきていた。しかし、配偶者特別控除の制度の縮減、低減税率の廃止、年金課税の見直し等で個人の税負担は増加している。公平・中立・簡素の三原則に立って、広く薄く公平な税負担になるよう税率構造の更なる見直しを要望する。

### 1. 税率構造の更なる是正

平成 18 年度改正で税率構造が 4 区分から 6 区分になったが、近年平均所得水準が下落し、全体的に下方シフトしているため、高額所得者層との格差が拡大している。これ等も考慮した税率構造改善が必要である。

### 2. 諸控除等の見直し

(1) 各種控除制度の更なる見直しをし、簡素化すること。

(2) それにより税負担が重くなりすぎる場合は、基礎控除引き上げをして調整すること。

## 第三 消費税制について

消費税引き上げについては、平成 26 年 4 月 1 日 8 %、平成 27 年 10 月 1 日 10 % とすでに引き上げが決定している。危機的な財政状況、少子高齢化による財政需要の増大を考えると引き上げはやむを得ないが、引き上げの前に徹底した行財政改革を実施し歳出入の見直しを行うこと。更には、実施の時期については景気への配慮が必要である。また、消費税の持つ逆進性からみて低所得者対策を充分検討し、実施までに国民の理解を得られるように努めること。配分については、地方消費税の配分率を高め大都市との税収格差に悩む地方への手厚い配分制度の確立を要望する。

## 第四 相続税制について

事業承継税制については、適用要件の緩和、負担の軽減、手続きの簡素化など、制度の使い勝手を高める見直しは行われたが、従来からの要望事項である非上場株式の評価方法を見直す減額措置の拡充について、引き続き要望する。

## 第五 地方税制について

### 1. 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

- (1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税局がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率化とコスト削減に努めるべきである
- (2) 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するように改めること。
- (3) 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

### 2. 事業所税について

事業に係わる事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収あり、なしと不公平であり市町村合併の際問題とされているケースがある。負担の公平さから見ても不合理であり廃止すべきである。

### 3. 外形標準課税について

資本金1億円超の法人については、既に平成16年度から適用されたが、経営基盤の弱い中小企業に対しては従来通り対象としないことを要望する。

### 4. 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすること。

## 第六 環境税制について

環境税については、法定外目的税として環境を理由に導入が検討されているが、税の用途やCO<sub>2</sub>削減効果等については明確ではない。将来、導入される場合は、既存のエネルギー関係税や特定財源制度等、税全体の中で対応すべきである。また、CO<sub>2</sub>を吸収する森林を保有する地方に

は税の還元を考慮する。また、国連機関 IPCC の地球温暖化についての基礎資料となる知見の発表にぶれがあり環境税導入に当たっては適正な判断が要請される。

なお、環境保全に積極的に協力した企業に対する優遇税制の検討も必要である。

## 第七 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地と比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するように要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

# ( 個別事項 )

## 第一 法人税関係

### 1. 退職給与引当金制度の復活

企業としては、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、この制度を復活すること。

### 2. 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続き等のため2か月以内で完了することがなかなか困難であることにより、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内に延長する。

### 3. 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いいため期間を3年とする。

## 第二 所得税関係

### 1. 土地譲渡所得の損益通算の復活

平成16年度に長期譲渡所得の特別控除が廃止され、かつ土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算が廃止となった。土地流動化促進のために損益通算を復活させること。

## 第三 相続関係

### 1. 贈与税配偶者控除の引き上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

## 2. 保険金・死亡退職金の非課税限度額引き上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。相続税資金の確保や事業承継に資することとなる。

## 第四 間接税関係

### 1. 印紙税の改正

- (1) 約束手形及び為替手形の非課税限度額は、手形金額が30万円とする。
- (2) 売上代金の受取書の非課税限度額は10万円未満の受取書とする。

以 上

### (2) 税制改正要望大会への参加

〔開催日〕 平成25年10月3日

〔会 場〕 青森市 リンクステーションホール青森

〔来 賓〕 国税庁長官 稲垣 光隆 氏      仙台国税局長 刀禰 俊哉 氏  
青森税務署長 坂本 芳次郎 氏      青森県知事 三村 申吾 氏  
青森市長 鹿内 博 氏      他23名

〔法人会参加人員〕 1,881名（内、新発田法人会より2名参加）

## 要 望 大 会

### 平成26年度 税制改正に関するスローガン

- まさに今。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
- 持続可能な社会保障制度を確立し、国民の将来不安の払拭を！
- 中小企業の重要性を認識し、経済活性化に資する税制措置の拡充を！
- 所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！
- 法人税実効税率は、欧州・アジア主要国並みの20%台に引き下げを！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！
- 消費税引き上げに際しては、景気に配慮するほか行財政改革の徹底を！
- 国と地方の役割分担を見直し、地方の自立・自助の推進を！
- 被災地の復興を図るため、税制上の対応を含めて実効性のある措置を！

### (3) 要望実現のための陳情活動の展開

全法連・各県連および単位会とも要望実現のための陳情活動を展開し、新発田法人会としても、管内選出の衆議院議員に対して国会内で女性部部長以下 28 名で陳情しました。また、地方自治体に対する要望活動として、会長及び税制委員が新発田市長並びに新発田市議会議長に陳情を行いました。

### (4) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち改正が行われた箇所は以下の通りです。

## 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成 26 年度税制改正では、平成 25 年 10 月 1 日に閣議決定した投資減税措置や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の 1 年前倒しでの廃止、交際費課税の見直し等の減税措置が盛り込まれました。また、税制抜本改正を着実に実施するため、高所得者に対する給与所得控除の見直し、地方法人課税の偏在是正、車体課税の見直し等、所要の措置が講じられました。

法人会では、昨年 9 月に「平成 26 年度税制改正に関する」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、設備投資減税、交際費課税など法人会の要望事項の一部が改正に盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

### [法人課税]

#### 1. 法人税率

法人会提言 (法人実効税率 20% 台の実現)	改正の実現
・わが国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの 20% 台の実効税率を実現するように求める。	経済の好循環を早期に実現する観点から、復興特別法人税が 1 年間前倒しで終了します。この結果、法人実効税率が 35.6% に引き下がりました。

## 2. 交際費課税

法人会提言 (交際費課税の見直し)	改正の実現
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交際費課税の特例の適用期限延長</li> <li>・ 資本金規模に関らず全ての企業を対象とすべきである。</li> </ul>	<p>(1) 交際費のうち飲食に支出する費用の額の50%を損金の額に算入する措置が創設されました。</p> <p>(2) 中小法人に係わる損金算入の特例について、適用期限が2年延長されます。また、中小法人は上記(1)との選択適用が可能となりました。</p>

## 中小企業対策

法人会提言 (中小企業の活性化に資する税制措置の本則化等)	改正の実現
<p>◆中小企業投資促進税制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業投資促進税制の本則化</li> <li>・ 特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ</li> <li>・ 対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める</li> <li>・ 税額控除摘要の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ</li> </ul> <p>◆少額減価償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「少額減価償却資産の取得額の損金算入の特例」措置を本則化</li> </ul>	<p>(1) 適用期限が3年延長(平成29年3月31日まで)延長されました。</p> <p>(2) 対象となる特定機械等が生産性向上設備等に該当する場合、特別償却割合や税額控除割合の拡充措置等が次の通り講じられます。</p> <p>①税額控除(7%・資本金3千万円以下の中小企業は10%)又は即時償却(現行 特別償却30%)の選択適用</p> <p>②税額控除制度の適用は、資本金1億円以下(現行3千万円以下)の中小企業まで拡大</p> <p>(1) 適用期限が2年延長されました。</p>



## 【復興支援のための税制上の措置】

法人会提言 (震災復興)	改正の実現
<p>・被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点から、さらなる税制上の対応等、実効性のある外を講じるように求める。</p>	<p>(1) 東日本大震災にかかわる津波被災区域のうち、市町村長が指定する区域における土地および家屋に係わる固定資産税等の課税免除等の適用期限が1年延長されました。</p> <p>(2) 復興産業集積区域において機械等を取得した場合に即時償却できる措置の適用期限が2年間延長されました。</p>

### (5) 全法連主催・税制委員セミナーへの参加

〔開催日〕 平成26年2月18日

〔会場〕 ハイアットリージェンシー東京

〔内容〕

#### 第1講座

演題 「平成26年度税制改正について」

講師 財務省大臣官房審議官 星野 次彦 氏

#### 第2講座

演題 「地方財政の現状と地方税の抜本改革について」

講師 一橋大学政策大学院 経済学研究科

教授 佐藤 主光 氏

〔出席者数〕 約500名（内、新発田法人会より1名参加）

## 3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

### (1) 平成25年度の経営支援に関する研修会の開催状況

平成25年度の研修会開催状況は下記のとおりです。

#### 項目別研修会開催状況

テーマ	参加人員	講師名
メンタルヘルス対策セミナー	30名	赤澤 将 氏
江本孟紀の熱き思い	110名	江本 孟紀 氏

女性のからだところを知る	60名	植田 美津枝 氏
採用から退職までの法律知識	88名	篠田 昇 氏
もしもドラッガーとポーターが中小企業の経営者だったら	30名	浅沼 宏和 氏
合 計	318名	

## (2) 研修用教材の作成・配布

形成セミナーに関する資料や経営情報の周知には必要であり、平成25年度においても各種テキストを作成し、研修会の開催時等に会員及び一般市民に配布しました。

### 作成したテキスト等

1. 相続・事業承継成功のつば
2. 労務管理Q&A
3. セクハラ・パワハラ対策
4. とっておきの相続・事業承継成功のつば
5. 知っておきたい社会保障税番号制度
6. ビジネスで使える冠婚葬祭Q&A

## (3) 社会貢献活動

社会福祉施設でのタオル不足を一般市民に呼びかける目的で、年1回特別講演会を開催しております。入場料は無料で参加者にタオルをご持参いただき、集まったタオルを社会福祉協議会に寄贈しました。

### 地域社会貢献活動による特別講演会

- 〔開催日〕 平成26年3月13日
- 〔会 場〕 ホテル清風苑 (新発田市月岡温泉)
- 〔講 師〕 金子 ボボ 氏
- 〔演 題〕 弱いからこそ強い、僕の保育士芸人人生
- 〔出席者数〕 126名 タオル433本
- 〔寄贈先〕 胎内市社会福祉協議会 様

### Ⅲ. 共益関係

#### 1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

##### (1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては経済の低迷が長期にわたり続いたことから、廃業や合併等が増加し会員の減少に歯止めがかからない状態です。平成 25 年度は「前年以上の会員数確保」を基本方針とし「役員 1 人 1 社確保」を必達の目標として推進しました。また、関係保険会社 3 社、税理士会及び青年部・女性部、各支部にも会員増強への協力をお願いしました。

所管法人数	会 員 数			加入率%
	25 / 3 末	26 / 3 末	増減数	
2, 539	1, 015	1, 010	5	39.8%

##### (2) 広報活動の充実

###### ① ポスターによる P R

平成 25 年度は杉山 愛さんを引き続き起用し、キャッチフレーズを「税に強くなろう。私たちは、法人会です。「法人会」は税を通じて社会に貢献します。」とするポスターを使用しました。

###### ② 「テレビCM」による P R

平成 25 年度は、地元テレビ局 4 局で「会員募集中」編 15 秒CMを「税を考える週間」に合わせて 50 回放映しました。

###### ③ 新発田市市報などへの広報

新発田市報「広報しばた」「新発田商工会議所だより」などに、法人会の税の普及・納税意識の向上に努め地域社会に貢献するため、各種研修会の開催を広報掲載しました。

##### (3) 部会等事業の充実

	事業名	開催数	出席者数
青年部会	通常総会	1 回	9 名
	会議の開催	2 回	12 名
	研修会の開催	2 回	32 名
女性部会	通常総会	1 回	60 名
	研修会の開催	6 回	53 名
	会議の開催	3 回	106 名
支部	会議の開催	3 回	32 名
	研修会の開催	2 回	40 名

## 青年部・女性部活動

### ① 社会貢献活動

3月13日（木）、女性部・青年部共催で社会貢献活動としての講演会を講師に金子ボボ氏を迎えて開催しました。入場料代わりのタオル433本を、胎内市社会福祉協議会様に寄贈しました。

### ② 児童クラブでの租税教育

8月に青年部・女性部で、新発田市内及び胎内市内の児童クラブ7か所において約300名の児童に対して租税教育用の紙芝居やDVD、一億円のレプリカ等を使用し租税教育を行いました。

### ③ 租税教育講師研修会への参加

10月7日、青年部・女性部役員4名が新発田税務署で開催された租税教室講師研修会に参加し、実践報告や一般教養講話、そして学習指導要領などにおける租税の扱いなどの指導を受けました。

### ④ 小学校での租税教室の開催

1月「新発田市立五十公野小学校」「新発田市立竹俣小学校」の2校の児童104名に対して、租税教育用教材や1億円レプリカなどを用いて授業の一環として租税教室を開催しました。

### ⑤ 絵はがきコンクールの開催

新発田市内の小学校5～6年生を対象に、「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、3校の児童から税金の仕組みや使われ方、税の大切さなどをテーマにした絵はがきの140作品の応募がありました。参加者全員に参加賞としてけんた君グッズ等を配布しました。さらに優秀作品12作品は学校を通じて表彰させていただきました。

### ⑥ 視察研修の実施

11月7～8日、女性部28名で東京方面に視察研修を行いました。地元選出の衆議院議員から国会内の一般人は入れない場所を案内していただくとともに、税制改正の提言を行いました。

## （4）福利厚生事業

福利厚生を取り巻く環境は、経済環境の悪化、さらには会員企業の保険に対する意識の変化等により、依然として厳しい状況が続いています。

しかし、全法連の福利厚生制度は会員にとっても、また各法人会においても会員増強、さらに法人会の財政基盤の安定に大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって活動を展開しました。

### ① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度委託保健会社三社との連絡を密にするため、12月3日、法人会福利厚生制度推進連絡協議会を開催しました。

② 保険三社の加入状況

H26.3月現在	経営者大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	22.2%	9.4%	18.3%
加入企業数	223社	94社	184社

## IV. 管理関係

### (1) 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規定の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し情報の発信や会活動のPRを図りました。

### (2) 諸会議の開催状況

① 平成25年度 第2回通常総会

開催日 平成25年6月14日

会場 ホテル華鳳

出席者数 519社（委任状含む）

決議事項

第1号議案 平成24年度決算報告承認の件

第2号議案 役員改選（案）承認の件

第3号議案 その他の件

報告事項 (1) 理事会承認事項

平成24年度事業報告

(2) その他

② 理事会

第1回理事会

開催日 平成25年5月14日

会場 北辰館 会議室

出席者数 27名

1. 通常総会に提出する議案について

第1号議案 平成24年度事業報告承認の件

第2号議案 平成24年度決算報告承認の件

第3号議案 役員改選（案）承認の件

第4号議案 その他

2. 全法連・県連表彰者名について

3. その他

#### 第2回理事会

開催日 平成25年6月14日

会場 ホテル華鳳 会議室

出席者数 22名

第1号議案 代表理事（会長）および副会長の選定の件

第2号議案 その他

#### 第3回理事会

開催日 平成25年9月6日

会場 北辰館 会議室

出席者数 22名

第1号議案 平成25年度事業進捗状況について

第2号議案 会員増強月間について

第3号議案 租税教室の開催について

第4号議案 その他

#### 第4回理事会

開催日 平成26年3月20日

会場 志まや 会議室

出席者数 17名

第1号議案 平成26年度暫定予算（案）の件

第2号議案 平成26年度事業計画（案）の件

第3号議案 会費規定改定（案）の件

第4号議案 その他

#### ③ その他の行事参加

(1) 第30回法人会全国大会（青森大会）

開催日 平成25年10月3日

会場 リンクステーションホール青森

法人会参加人数 1,881名（うち新発田法人会2名）

第1部 記念講演会

〔演題〕 これからの時代と経営のリーダーシップ

〔講師〕 (株)東レ経営研究所 特別顧問 佐々木 常夫 氏

第2部 大会

1. 来賓祝辞
2. 表彰
3. 税制改正提言の報告
4. 大会宣言

第3部 懇親会

(2) 第29回事務局セミナー

開催日 平成26年3月12日

会場 ハイアットリージェンシー東京

参加人員 417名（うち新発田法人会1名）

内容

第1部 「新公益法人移行後の対応について」

- ① 移行後の運営に関する主な留意点

講師 (公材)全法連事務局次長 小林 俊夫 氏

- ② 助成金関係及び定期提出書類について

講師 (公材)全法連事務局次長 秋山 淳一 氏

第2部 「平成27年度税制改正提言に向けて」

- ① 取りまとめスケジュール等について

講師 (公材)全法連事務局次長 柳 政寿 氏

- ② 26年度税制改正と今後の課題について

講師 (公材)全法連事務局次長 岩崎 慶市 氏

(3) 局連主催・事務担当者研修会

開催日 平成25年12月4日

会場 ブリランテ武蔵野 さいたま市

内容

第1講座 「税の役割と租税教育」

講師 関東信越国税局 国税広報広聴室

室長 三浦 哲雄 氏

第2講座 パネルディスカッション

「福利厚生制度と保険事務手数料の仕組み」

(4) 県連主催・事務担当者研修会

開催日 平成26年2月13日

会場 ANAクラウンプラザホテル新潟

参加者 23名（うち新発田法人会2名）

テーマ 「実績報告書の作成の仕方」

講師 （公材）全法連事務局次長 秋山 淳一 氏

(3) 功労者表彰について

《平成25年度 全法連功労者表彰》

古田 眞之 新発田法人会理事

《平成25年度 県連功労者表彰》

松永 温 新発田法人会副会長

廣岡 信行 新発田法人会監事

《平成25年度 新発田法人会感謝状表彰》

阿部 鐵二 新発田法人会前副会長・阿賀野支部前支部長

緒形 惣栄 新発田法人会前理事



## 平成26年度事業計画

自 平成26年4月1日 ～ 至 平成27年3月31日

### I. 活動の基本方針

平成24年4月1日に公益社団法人として再発足し、平成26年度は第3期目となります。本年度も「法人会の基本方針」に則り、税知識の向上、社会への貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、健全な納税者団体として税務機関、関係団体との協調のもとに納税道義の高揚、税務知識の普及及び向上による申告納税制度推進を図り、もって税務行政の円滑な運営に寄与することに取り組みます。

とくに法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の強化を図るために会員増強運動に力を入れることともに、地域の活性化にも配慮しつつ以下に掲げる諸事業に取り組みます。

### II. 主な事業計画

#### 1 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業

##### (1) 税に関する研修・セミナー事業

一般企業及び市民、会員に対する税知識の一層の普及啓発を図ることとし、研修教材を作成し配布を行う。

この事業の内容は、会員を含めた多くの方を対象に税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催することである。

##### (2) 講演会事業

会員企業及び市民に政治・経済学者・ジャーナリスト等の、視点を変ええた税制に関する考え方を聞くことで、税知識の普及が身近に感じるようにすることである。この事業の内容は、広く参加を募りテーマに即した講演会を開催することである。

##### (3) 租税教育事業

新発田税務署管内の小学校を対象に、新発田税務署担当官、当会青年部員等が講師となり租税教育を行う。

この事業の内容は、税金の課税される仕組みや使われ方、税の大切さを身近な事例で説明することである。

##### (4) 税の広報事業

この事業は、改正税法や税務申告の情報に対する早期対応と周知及び「eTax」の普及に資す

るためのPR活動など利用促進を促すことである。

この事業の内容は、会のホームページ及広報誌において、改正税法や税務申告の情報を掲載することと、公共施設や金融機関窓口に配置して多くの市民の方々へ、税務情報を周知する。また、イベント会場で、税に関するクイズや日本の税制をまんがで説明した冊子を配布することで、市民から税に関心を持ってもらう事業を実施する。

#### **(5) 税の調査研究（支援を含む）及び社会への提言事業**

財政の再建と社会保障給付の安定財源の確保について改革の道筋が求められている。

また、人口減少と超高齢化社会等の経済社会の構造変化にも対処していく必要がある。このため、本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして税制に対する意見集約を行って提言を行うことである。

この事業内容は、法人各社へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望をもとに、税制改正要望を取りまとめて国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施している。

## **2 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業**

### **(1) 講演会・セミナーの開催事業**

この事業は、地域社会への政治経済の情報、健康情報、癒される機会の福祉的信息等の講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーの開催で、地域社会の活性化や経済の改善に役立つことである。

この事業の内容は、法人及び一般の方を対象に、行政関係者、医師、経営実務コンサルタント、芸術家等広範囲な分野の専門家を講師に迎え、講演会・セミナーを開催することである。

### **(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業**

この事業は、一般市民の家庭で不要となったタオル等を回収し、福祉、医療現場での再利用や、各地域において環境美化活動に取り組むことで、福祉問題や環境問題の改善に役立つことである。

この事業の内容は、地域社会貢献活動特別講演会開催時に集めたものを、社会福祉協議会や老人福祉施設や医療機関に寄贈し再利用していただいている。

## **3 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業**

### **(1) 組織の強化・充実**

公益性拡大の観点から全法人の過半数の加入を目指し県連・単位会の組織基盤強化維持を図るための全国100万社台の会員数の確保に向けて、組織目標の設定や諸施策を実施する。

また、全国的な「会員増強月間」を9月～3月の7か月間とし、役員の率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

全法連、局連、県連の法人会事務局の基盤強化、職員の資質・技能向上を目的として事務局セミナーの参加に努める。

## (2) 広報活動の充実

法人会の知名度向上・活動内容の周知・会員増強等に資する広報活動を充実させるとともに、法人会内部のコミュニケーションギャップの解消に努める。

このため、会報の発行を行うほか、ホームページの充実、マスコミ等に対するパブリシティ向上に努める広報活動を展開する。

また、全法連の各種リサーチ、統計、市場調査等の実施する青年部会員を対象としてスタートしたアンケート調査システムの拡大、中長期的にガイドブック構築に参加をする。

## (3) 青年・女性部会の充実

① 青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」および「部会員増強運動」については、然るべき目標数値を設定の上、より積極的な発展を図る。また、青年部会員を対象として実施するアンケート調査システムの普及・活用に努める。

② 「女性部会のあり方（指針）」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。また、税の啓発活動として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や社会貢献活動を積極的に進める。

## (4) 法人会会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業

法人会の福利厚生制度を取り巻く環境がますます厳しさを増している状況のもと、引き続き取り扱い三社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化を図るため、会員企業に対する加入率向上に努める。

なお、表彰制度については、さらなる加入率と会員増強につなげられるよう役員、会員による加入会員企業紹介運動等一層の努力をする。

## 4 本会の組織を充実し、全国法人会連合会・新潟県法人会連合会および友誼団体との連携強化を図る事業

会員支援のために、異業者交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会講習会などの事業を行う。

## 5 本会の活動に関する諸官公庁との連携を図る事業

## 6 その他、本会の目的達成に必要な事業

## 収支予算書〔損益計算ベース〕

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	備考
<b>I. 一般正味財産増減の部</b>				
経営増減の部				
(1) 経営収益				
<b>基本財産運用益</b>	1,700	3,500	△ 1,800	
基本財産利息収入	1,700	3,500		基本財産利息収入
<b>特定資産運用益</b>	120	320	△ 200	
特定資産利息収入	120	320		特定資産積立利息収入
<b>受取会費</b>	4,700,000	4,900,000	△ 200,000	
正会員受取会費	4,700,000	4,900,000		一般会費収入
賛助会員受取会費				
<b>事業収益</b>	550,000	550,000	0	
会員親睦事業収益	300,000	300,000	0	懇親会等の会費収入
青年部・女性部会事業収益	250,000	250,000	0	青年部・女性部会費収入
<b>受取補助金</b>	7,161,100	6,906,500	254,600	
受取全法連助成金振替	6,097,100	5,920,800	176,300	全法連補助金収入
受取全法連補助金	0	85,700	△ 85,700	
受取県法連補助金	1,064,000	900,000	164,000	
<b>雑収益</b>	20,500	20,500	0	
受取利息	500	500	0	受取利息収入
雑収入	20,000	20,000	0	雑収入
<b>経常収益計 (A)</b>	12,433,420	12,380,820	52,600	
(2) 経常費用				
<b>事業費</b>	9,497,250	10,331,847	△ 834,597	
<b>(税に関する研修事業)</b>	560,900	805,000	△ 244,100	
会場費	50,900	120,000	△ 69,100	
資料費	150,000	220,000	△ 70,000	
諸謝金	50,000	145,000	△ 95,000	
印刷製本費	40,000	50,000	△ 10,000	
委託費	60,000	60,000	0	
通信運搬費	175,000	175,000	0	
消耗品費	30,000	30,000	0	
委員会費	5,000	5,000	0	
<b>(税法税務に関する教材作成配布事業)</b>	75,000	110,000	△ 35,000	
資料費	47,000	80,000	△ 33,000	
通信運搬費	28,000	30,000	△ 2,000	
<b>(租税教育事業)</b>	50,000	40,000	10,000	
通信運搬費	0	0	0	
消耗品費	50,000	40,000	10,000	
委員会費	0	0	0	
<b>(税の広報事業)</b>	185,000	185,000	0	
委託費	120,000	120,000	0	
印刷製本費	50,000	50,000	0	
支払負担金	10,000	10,000	0	
委員会費	5,000	5,000	0	
<b>(会報発行費)</b>	230,000	280,000	△ 50,000	
会報作成費	150,000	200,000	△ 50,000	
通信運搬費	80,000	80,000	0	
<b>(税制改正提言事業)</b>	50,000	50,000	0	
調査研究費	50,000	50,000	0	

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	備考
<b>(地域社会経営支援研究事業)</b>	<b>310,000</b>	<b>330,000</b>	△ 20,000	
会場費	20,000	50,000	△ 30,000	
資料費	30,000	20,000	10,000	
諸謝金	100,000	100,000	0	
支払研修負担金	20,000	20,000	0	
委託費	60,000	60,000	0	
通信運搬費	80,000	80,000	0	
<b>(地域社会の経済経営に関する教材作成配布事業)</b>	<b>20,000</b>	<b>20,000</b>	0	
資料	10,000	10,000	0	
通信費	10,000	10,000	0	
<b>(地域社会貢献活動事業)</b>	<b>219,000</b>	<b>239,440</b>	△ 20,440	
会場費	60,000	100,000	△ 40,000	
消耗品費	4,000	4,440	△ 440	
諸謝金	90,000	50,000	40,000	
印刷製本費	30,000	50,000	△ 20,000	
通信運搬費	30,000	30,000	0	
委員会費	5,000	5,000	0	
<b>(会員支援事業)</b>	<b>20,000</b>	<b>20,000</b>	0	
会員表彰事業	20,000	20,000	0	
負担金			0	
<b>(組織基盤強化のための支援事業)</b>	<b>25,000</b>	<b>25,000</b>	0	
会員増強推進費	20,000	20,000	0	
通信運搬費	5,000	5,000	0	
委員会費	0	0	0	
<b>(会員交流費)</b>	<b>700,000</b>	<b>537,000</b>	163,000	
会員交流費	700,000	537,000	163,000	
<b>(会員の福利厚生制度推進に関する事業)</b>	<b>30,000</b>	<b>30,000</b>	0	
福利厚生費	30,000	30,000	0	
<b>(管理費のうち事業配賦額)</b>	<b>7,022,350</b>	<b>7,660,407</b>	△ 638,057	
給料手当	4,810,800	5,363,728	△ 552,928	
福利厚生費	912,000	812,812	99,188	
旅費交通費	243,200	238,791	4,409	
通信運搬費	159,600	198,993	△ 39,393	
減価償却費			0	
リース料	304,000	420,226	△ 116,226	
什器備品費	0	23,879	△ 23,879	
消耗品費	60,800	47,757	13,043	
印刷製本費	38,000	79,597	△ 41,597	
賃借料	304,000	257,894	46,106	
事務委託費	0	0	0	
支払手数料	22,800	46,600	△ 23,800	
支払負担金	151,950	152,850	△ 900	県連会費
雑費	15,200	17,280	△ 2,080	

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	備考
<b>管理費</b>	<b>2,936,600</b>	<b>2,058,571</b>	878,029	
給料手当	1,519,200	936,272	582,928	
福利厚生費	288,000	151,586	136,414	
渉外慶弔費	50,000	55,000	△ 5,000	
表彰費	20,000	12,000	8,000	
会議費	400,000	413,700	△ 13,700	
総会費	200,000	200,000	0	
役員会費	50,000	100,000	△ 50,000	
その他の会議費	100,000	63,700	36,300	
委員会費	50,000	50,000	0	
旅費交通費	76,800	44,584	32,216	
通信運搬費	50,400	37,153	13,247	
減価償却費			0	
リース料	96,000	78,458	17,542	
什器備品費		4,458	△ 4,458	
消耗品費	19,200	8,918	10,282	
印刷製本費	12,000	14,861	△ 2,861	
賃借料	96,000	48,151	47,849	
新聞図書費	23,000	23,000	0	
事務委託費	100,000	100,000	0	
委託費	174,000	120,000	54,000	
支払手数料	7,200	7,430	△ 230	
雑費	4,800	3,000	1,800	
<b>経常費用 (B)</b>	<b>12,433,850</b>	<b>12,390,418</b>	43,432	
<b>当期経常増減額 (A-B)</b>	<b>△ 430</b>	<b>△ 9,598</b>	9,168	
<b>2. 経常外増減の部</b>				
(1) 経常外収益				
固定資産売却損				
固定資産受贈益				
<b>経常外収益計</b>				
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損				
災害損失				
<b>経常外費用計</b>				
<b>当期経常外増減額</b>				
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 430</b>	<b>△ 9,598</b>	△ 10,028	
<b>一般正味財産期首残高</b>	<b>6,031,352</b>	<b>6,230,018</b>	△ 198,666	
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>6,030,922</b>	<b>6,031,352</b>	△ 430	
<b>II. 指定正味財産増減の部</b>				
受取補助金等	6,097,100	5,920,800	△ 176,300	
受取全法連補助金	6,097,100	5,920,800	△ 176,300	
一般正味財産への振替	△ 6,097,100	△ 5,920,800	176,300	
一般正味財産への振替	△ 6,097,100	△ 5,920,800	176,300	
<b>指定正味財産期首残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	0	
<b>指定正味財産期末残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	0	
<b>III. 正味財産期末残高</b>	<b>6,030,922</b>	<b>6,031,352</b>	△ 430	

# 収支予算の事業区分経理の内訳表

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計					法人会計	内部取引控除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1			
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
<b>基本財産運用益</b>			1,700	1,700				1,700
基本財産受取利息			1,700	1,700				1,700
								0
<b>特定資産運用益</b>			120	120				120
特定資産受取利息			120	120				120
<b>受取会費</b>		940,000	940,000	940,000		1,010,000	1,010,000	4,700,000
正会員受取会費		940,000	940,000	940,000		1,010,000	1,010,000	4,700,000
賛助会員受取会費			0	0				0
<b>事業収益</b>			0	0		550,000	550,000	550,000
会員親睦事業収益						300,000	300,000	300,000
青年・女性部事業収益			0	0		250,000	250,000	250,000
<b>受取補助金等</b>	5,177,680	919,420	0	6,097,100		532,000	532,000	7,161,100
受取全法連助成金振替	5,177,680	919,420		6,097,100				6,097,100
受取全法連助成金								0
受取県法連補助金						532,000	532,000	1,064,000
<b>雑収益</b>			500	500				20,500
受取利息			500	500				500
雑収益			0	0				20,000
<b>経常収益計</b>	5,177,680	919,420	942,320	7,039,420		2,092,000	2,092,000	12,433,420

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計						法人会計	内部取引控除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)			
(2) 経常費用									
<b>事業費</b>									
調査研究費	6,574,900	991,000		7,565,900			1,931,350	1,931,350	9,497,250
会場費	50,000			50,000					50,000
資料費	50,900	100,000		150,900					150,900
諸謝金	197,000	30,000		227,000					227,000
会報作成費	50,000	150,000		200,000					200,000
支払研修負担金	150,000			150,000					150,000
会員表彰費		20,000		20,000					20,000
会員増強推進費							20,000	20,000	20,000
会員交流費							30,000	30,000	30,000
福利厚生事業費							700,000	700,000	700,000
委員会費	10,000	5,000		15,000			30,000	30,000	30,000
給料手当	3,798,000	316,500		4,114,500			696,300	696,300	4,810,800
福利厚生費	720,000	60,000		780,000			132,000	132,000	912,000
旅費交通費	192,000	16,000		208,000			35,200	35,200	243,200
通信運搬費	409,000	130,500		539,500			28,100	28,100	567,600
リース料	240,000	20,000		260,000			44,000	44,000	304,000
什器備品費	0	0		0			0	0	0
消耗品費	128,000	8,000		136,000			8,800	8,800	144,800
印刷製本費	120,000	32,500		152,500			5,500	5,500	158,000
賃借料	240,000	20,000		260,000			44,000	44,000	304,000
租税公課	0	0		0			0	0	0
支払負担金	10,000	0		10,000			151,950	151,950	161,950
委託費	180,000	60,000		240,000			0	0	240,000
支払手数料	18,000	1,500		19,500			3,300	3,300	22,800
雑費	12,000	1,000		13,000			2,200	2,200	15,200
支払研修負担金		20,000		20,000					20,000
管理費									2,936,600
給料手当									1,519,200
福利厚生費									288,000
渉外慶弔費									50,000



(単位：円)

科 目	公益目的事業会計						法人会計	内部取引控除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)			
表彰費							20,000		20,000
会議費							400,000		400,000
旅費交通費							76,800		76,800
通信運搬費							50,400		50,400
リース料							96,000		96,000
什器備品費							0		0
消耗品費							19,200		19,200
印刷製本費							12,000		12,000
賃借料							96,000		96,000
事務委託費							100,000		100,000
支払手数料							7,200		7,200
新聞図書費							23,000		23,000
委託費							174,000		174,000
雑費							4,800		4,800
<b>経常費用計</b>	6,574,900	991,000	0	7,565,900	0	1,931,350	2,936,600		12,433,850
<b>当期経常増減額</b>	△1,397,220	△71,580	942,320	△526,480	0	160,650	365,400		△430
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
固定資産売却益									
固定資産受贈益									
経常外収益計									
(1) 経常外費用									
固定資産売却損									
固定資産除去損									
災害損出									
経常外費用計									
当期経常外増減額									
他会計振替額									
<b>Ⅲ. 正味財産期末残高</b>	△1,397,220	△71,580	942,320	△526,480	0	160,650	365,400		△430

## 決 議 事 項

第1号議案 平成25年度決算報告承認の件

第2号議案 諸規程の制定及び改定の件

第3号議案 その他

## 貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I. 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	24,964	40,928	△ 15,964
普通預金	146,396	403,779	△ 257,383
【流動資産合計】	171,360	444,707	△ 273,347
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
【基本財産合計】	5,000,000	5,000,000	0
(2)特定資産			
社会貢献行事引当金	1,000,000	1,000,000	0
【特定財産合計】	1,000,000	1,000,000	0
(3)その他の固定資産			
什器備品	0	0	0
【その他の固定資産合計】	0	0	0
【固定資産合計】	0	0	0
【資産合計】	6,171,360	6,444,707	△ 273,347
<b>II. 負債の部</b>			
1. 流動負債			
預り金	140,008	214,689	140,332
【流動負債合計】	140,008	214,689	140,332
【負債合計】	140,008	214,689	△ 74,681
<b>III. 正味財産の部</b>			
1. 一般正味財産			
【一般正味財産合計】	6,031,352	6,230,018	△ 198,666
(うち基本財産への充当額)	5,000,000	5,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	1,000,000	1,000,000	0
【正味財産合計】	6,031,352	6,230,018	△ 198,666
【負債・正味財産合計】	6,171,360	6,444,707	△ 273,347

# 正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	備考
<b>I. 一般正味財産増減の部</b>				
経営増減の部				
(1) 経営収益				
<b>基本財産運用益</b>	<b>1,218</b>	<b>1,500</b>	△ 282	
基本財産利息収入	1,218	1,500	△ 282	基本財産利息収入
<b>特定資産運用益</b>	<b>32</b>	<b>94</b>	△ 62	
特定資産利息収入	32	94	△ 62	特定資産積立利息収入
<b>受取会費</b>	<b>5,020,435</b>	<b>5,214,004</b>	△ 193,569	
正会員受取会費	5,020,435	5,214,004	△ 193,569	一般会費収入
賛助会員受取会費			0	
<b>事業収益</b>	<b>783,000</b>	<b>608,000</b>	175,000	
会員親睦事業収益	555,000	353,000	202,000	懇親会等の会費収入
青年部・女性部会事業収益	228,000	255,000	△ 27,000	青年部・女性部会費収入
<b>受取補助金</b>	<b>6,906,500</b>	<b>7,047,723</b>	△ 141,223	
受取全法連助成金振替	5,920,800	6,032,223	△ 111,423	全法連助成金(A)
受取全法連補助金	85,700	165,500	△ 79,800	全法連補助金(B)
受取県法連補助金	900,000	850,000	50,000	県連補助金(B)
<b>雑収益</b>	<b>183,982</b>	<b>73,450</b>	110,532	
受取利息	382	450	△ 68	受取利息収入
雑収入	183,600	73,000	110,600	雑収入
<b>経常収益計(A)</b>	<b>12,895,167</b>	<b>12,944,771</b>	△ 49,604	
(2) 経常費用				
<b>事業費</b>	<b>10,373,873</b>	<b>10,843,830</b>	△ 469,957	
<b>(税に関する研修事業)</b>	<b>331,818</b>	<b>680,886</b>	△ 349,068	
会場費	35,650	152,330	△ 116,680	
資料費	149,850	81,175	68,675	
諸謝金		0	0	
印刷製本費		45,345	△ 45,345	
委託費	56,700	71,700	△ 15,000	
通信運搬費	81,685	272,960	△ 191,275	
消耗品費	7,933	57,376	△ 49,443	
委員会費		0	0	
<b>(税法税務に関する教材作成配布事業)</b>	<b>34,948</b>	<b>91,024</b>	△ 56,076	
資料費		70,737	△ 70,737	
通信運搬費	34,948	20,287	14,661	
<b>(租税教育事業)</b>	<b>110,070</b>	<b>84,309</b>	25,761	
通信運搬費		0	0	
消耗品費	110,070	84,309	25,761	
委員会費	0	0	0	
<b>(税の広報事業)</b>	<b>69,604</b>	<b>119,740</b>	△ 50,136	
委託費	60,000	58,800	1,200	
印刷製本費		55,940	△ 55,940	
支払負担金	6,000	5,000	1,000	
委員会費	3,604	0	3,604	
<b>(会報発行費)</b>	<b>214,987</b>	<b>331,271</b>	△ 116,284	
会報作成費	154,648	92,820	61,828	
通信運搬費	60,339	238,451	△ 178,112	
<b>(税制改正提言事業)</b>	<b>30,000</b>	<b>34,000</b>	△ 4,000	
調査研究費	30,000	34,000	△ 4,000	

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	備考
<b>(地域社会経営支援研究事業)</b>	<b>728,604</b>	<b>397,472</b>	331,132	
会場費	197,177	60,870	136,307	
資料費	31,500	0	31,500	
諸謝金	281,470	133,332	148,138	
支払研修負担金	35,000	97,000	△ 62,000	
委託費	56,700	56,700	0	
通信運搬費	126,757	49,570	77,187	
<b>(地域社会の経済経営に関する教材作成配布事業)</b>	<b>45,150</b>	<b>32,380</b>	12,770	
資料	45,150	25,200	19,950	
通信費		7,180	△ 7,180	
<b>(地域社会貢献活動事業)</b>	<b>152,149</b>	<b>297,911</b>	△ 145,762	
会場費	50,000	100,000	△ 50,000	
消耗品費	28,905	45,000	△ 16,095	
諸謝金	50,000	55,685	△ 5,685	
印刷製本費		0	0	
通信運搬費	23,244	97,226	△ 73,982	
委員会費		0	0	
<b>(会員支援事業)</b>	<b>165,591</b>	<b>179,137</b>	△ 13,546	
会員表彰事業	14,091	9,137	4,954	
負担金	151,500	170,000	△ 18,500	県連会費
<b>(組織基盤強化のための支援事業)</b>	<b>6,278</b>	<b>23,460</b>	△ 17,182	
会員増強推進費	6,278	23,460	△ 17,182	
通信運搬費		0	0	
委員会費		0	0	
<b>(会員交流費)</b>	<b>570,143</b>	<b>490,360</b>	79,783	
会員交流費	570,143	490,360	79,783	
<b>(会員の福利厚生制度推進に関する事業)</b>	<b>4,428</b>	<b>34,464</b>	△ 30,036	
福利厚生費	4,428	34,464	△ 30,036	
<b>(管理費のうち事業配賦額)</b>	<b>7,910,103</b>	<b>8,047,416</b>	△ 137,313	
給料手当	5,167,497	5,347,065	△ 179,568	
福利厚生費	973,923	1,034,425	△ 60,502	
旅費交通費	426,184	276,524	149,660	
通信運搬費	333,591	235,704	97,887	
リース料	414,137	484,171	△ 70,034	
消耗品費	249,084	284,456	△ 35,372	
印刷製本費	13,073	0	13,073	
賃借料	268,920	278,640	△ 9,720	
支払手数料	43,399	99,308	△ 55,909	
雑費	20,295	7,123	13,172	
<b>管理費</b>	<b>2,719,960</b>	<b>1,946,198</b>	773,762	
給料手当	1,058,403	870,453	187,950	
福利厚生費	199,478	168,395	31,083	
渉外慶弔費	16,000	3,600	12,400	

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減	備考
表彰費	0	0	0	
会議費	839,821	408,552	431,269	
総会費	619,323	238,552	380,771	
役員会費	112,368	100,000	12,368	
その他の会議費	96,470	65,000	31,470	
委員会費	11,660	5,000	6,660	
旅費交通費	87,291	45,016	42,275	
通信運搬費	68,326	38,370	29,956	
減価償却費	0	0	0	
リース料	84,823	78,819	6,004	
什器備品費	0	0	0	
消耗品費	51,017	46,307	4,710	
印刷製本費	2,677	0	2,677	
賃借料	55,080	45,360	9,720	
新聞図書費	24,000	24,000	0	
事務委託費	100,000	100,000	0	
委託費	120,000	100,000	20,000	
支払手数料	8,888	16,167	△ 7,279	
雑費	4,156	1,159	2,997	
<b>経常費用 (B)</b>	<b>13,093,833</b>	<b>12,790,028</b>	<b>303,805</b>	
<b>当期経常増減額 (A-B)</b>	<b>△ 198,666</b>	<b>154,743</b>	<b>△ 353,409</b>	
<b>2. 経常外増減の部</b>				
(1) 経常外収益				
固定資産売却損				
固定資産受贈益				
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損				
災害損失				
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 198,666</b>	<b>154,743</b>	<b>△ 353,409</b>	
法人税、法人県民税、法人市民税	0	0	0	
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 198,666</b>			
<b>一般正味財産期首残高</b>	<b>6,230,018</b>	<b>6,075,275</b>	<b>154,743</b>	
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>6,031,352</b>	<b>6,230,018</b>	<b>△ 198,666</b>	
<b>II. 指定正味財産増減の部</b>				
受取補助金等	5,920,800	6,032,223	△ 111,423	
受取全法連補助金	5,920,800	6,032,223	△ 111,423	
一般正味財産への振替	△ 5,920,800	△ 6,032,223	111,423	
一般正味財産への振替	△ 5,920,800	△ 6,032,223	111,423	
<b>当期指定正味財産増減</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>指定正味財産期首残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>指定正味財産期末残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>III. 正味財産期末残高</b>	<b>6,031,352</b>	<b>6,230,018</b>	<b>△ 198,666</b>	

# 正味財産増減計算書内訳書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)			
<b>I 一般正味財産増減の部</b>									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益			1,250	1,250					1,250
基本財産受取利息			1,250	1,250					1,250
特定資産運用益									
特定資産受取利息									
受取会費			2,230,435	2,230,435		250,000	2,540,000		5,020,435
正会員受取会費			2,230,435	2,230,435		250,000	2,540,000		5,020,435
賛助会員受取会費									
事業収益						783,000	783,000		783,000
会員親睦事業収益						555,000	555,000		555,000
青年・女性部事業収益						228,000	228,000		228,000
受取補助金等	5,297,100	623,700		5,920,800		985,700	985,700		6,906,500
受取全法連助成金	5,297,100	623,700		5,920,800					5,920,800
受取全法連補助金						85,700	85,700		85,700
雑収益						900,000	900,000		900,000
受取利息							183,982		183,982
雑収益							382		382
経常収益計	5,297,100	623,700	2,231,685	8,152,485		2,018,700	2,723,982		12,895,167

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)			
(2) 経常費用				8,579,105			1,794,768	1,794,768	10,373,873
事業費	6,986,086	1,593,019		30,000					30,000
調査研究費	30,000			282,827					282,827
会場費	35,650	247,177		226,500					226,500
資料費	149,850	76,650		331,470					331,470
諸謝金		331,470		154,648					154,648
会報作成費	154,648						14,091	14,091	14,091
会員表彰費							6,278	6,278	6,278
会員増強推進費							570,143	570,143	570,143
会員交流費							4,428	4,428	4,428
福利厚生事業費									
委員会議費	3,604			3,604					3,604
給料手当	4,046,835	435,813		4,482,648			684,849	684,849	5,167,497
福利厚生費	762,711	82,138		844,849			129,074	129,074	973,923
旅費交通費	333,759	35,943		369,702			56,482	56,482	426,184
通信運搬費	438,218	178,135		616,353			44,211	44,211	660,564
リース料	324,324	34,927		359,251			54,886	54,886	414,137
什器備品費									0
消耗品費	313,069	49,912		362,981			33,011	33,011	395,992
印刷製本費	10,238	1,103		11,341			1,733	1,733	13,074
賃借料	210,600	22,680		233,280			35,640	35,640	268,920
研修負担金		35,000		35,000			0	0	35,000
支払負担金	6,000			6,000			151,500	151,500	157,500
委託費	116,700	56,700		173,400					173,400
支払手数料	33,987	3,660		37,647			5,752	5,752	43,399
雑費	15,893	1,711		17,604			2,690	2,690	20,294
管理費									2,719,960
給料手当									1,058,403
福利厚生費									199,478
渉外慶弔費									16,000
表彰費									0



(単位：円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)			
会議費							839,821		839,821
旅費交通費							87,291		87,291
通信運搬費							68,326		68,326
リース料							84,823		84,823
什器備品費									0
消耗品費							51,017		51,017
印刷製本費							2,677		2,677
賃借料							55,080		55,080
事務委託費							100,000		100,000
支払手数料							8,888		8,888
新聞図書費							24,000		24,000
委託費							120,000		120,000
雑費							4,156		4,156
経常費用計	6,986,086	1,593,019	0	8,579,105		1,794,768	2,719,960		13,093,833
当期経常増減額	△1,688,986	△ 969,319	2,231,685	△ 426,620		223,932	4,022		△ 198,666
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
固定資産売却益									
固定資産受贈益									
経常外収益計									
(2) 経常外費用									
固定資産売却損									
固定資産除去損									
災害損出									
経常外費用計									
当期経常外増減額									
他会計振替額									
当期一般正味財産増減額	△1,688,986	△ 969,319	2,231,685	△ 426,620		223,932	4,022		△ 198,666

## 財務諸表に対する注記

### 1. 計算書類の作成に関する重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法  
直説法による定額法で減価償却を実施している。
- (2) 消費税等の会計処理  
消費税込額で表示している。  
会費収入は不課税である。

### 2. 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高は、次のとおりである。 (単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
社会貢献積立金	1,000,000	0	0	1,000,000
小計	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	6,000,000	0	0	6,000,000

### 3. 基本財産及び特性資産の財源等の内訳

基本財産及び特性資産の財源等の内訳は、次のとおりである。 (単位：円)

科目	当期末残高	〔内指定正味財産からの充当額〕	〔内一般正味財産からの充当額〕	〔負債に対応する額〕
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	(5,000,000)	
小計	5,000,000	0	(5,000,000)	
特定資産				
社会貢献積立金	1,000,000		1,000,000	
小計	1,000,000	0	1,000,000	0
合計	6,000,000	0	6,000,000	0

### 4. 固定資産の習得価格、減価償却（除去額）及び期末残高

固定資産の習得価格、減価償却（除去額）及び期末残高は次のとおりである。 (単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期残高
什器備品費	62,065	62,065	0
合計	62,065	62,065	0

### 5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高は、次のとおりである。 (単位：円)

科目	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金	一般社団法人新潟					
県連補助金	県法人会連合会	0	900,000	900,000	0	一般正味財産
全法連補助金	(公財)全国法人会連合会	0	85,700	85,700	0	一般正味財産
助成金	(公財)全国法人会					
全法連助成金	総連合	0	5,920,800	5,920,800	0	指定正味財産
合計		0	6,906,500	6,906,500	0	

### 6. 指定正味財産から一般正味財産への振替の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替の内訳は、次のとおりである。 (単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額	5,920,800
事業費計上による振替額	
合計	5,920,800

# 財産目録

平成26年3月31日

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元現金有高	運転資金として	24,964
	預金	普通預金	運転資金として	146,396
		第四銀行新発田支店	65,016	
		新発田信用金庫本店	78,167	
		北越銀行新発田支店	351	
		きらやか銀行新発田支店	1,405	
		新潟縣信用組合新発田支店	941	
		大光銀行新発田支店	512	
		ゆうちょ銀行	4	
<b>【流動資産合計】</b>				171,360
(固定資産)				
基本財産	基本財産定期預金			
		新発田信用金庫本店	公益目的保有財産であり、 運用益を公益事業の財源 として使用している。	3,000,000
		北越銀行新発田支店		2,000,000
特定資産	社会貢献引当金	第四銀行新発田支店	社会貢献の積立として	1,000,000
<b>【固定資産合計】</b>				6,000,000
<b>【資産合計】</b>				6,171,360
(流動負債)				
	預り金	社会保険・源泉所得税・県市民税等		140,008
(固定負債)				0
<b>【負債合計】</b>				140,008
<b>【正味財産合計】</b>				6,031,352

本会、平成25年度の収支決算（平成25年4月1日～平成26年3月31日）を前記のとおり報告いたします。

平成26年5月23日

公益社団法人 新発田法人会  
会長 小島 啓一

## 監 査 報 告

公益社団法人 新発田法人会  
会長 小島 啓一 殿

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度の理事の職務執行状況及び財産の状況を監査しましたので、次のとおり報告いたします。

1. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
2. 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
3. 計算書類及び付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

平成26年5月23日

公益社団法人 新発田法人会

監 事 久 世 正 隆 ⑩

監 事 廣 岡 信 行 ⑩

# 公益社団法人新発田法人会 総会運営規則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人新発田法人会（以下（本会）という。）の定款に定める社員総会（以下「総会」という。）に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## 第2章 総会の召集の手続き等

(召集の手続き)

第2条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 代理人による議決権の行使に関する事項
- (4) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要  
(議案が確定していないときはその旨)
  - イ 役員等の選任
  - ロ 役員等の報酬等
  - ハ 事業の全部の譲渡
  - ニ 定款の変更
  - ホ 合併

(召集の通知)

第3条 総会を招集するには、会長は、前条各号に掲げる事項を記載した書面及び総会参考書類、出席票ほか必要な書類をもって、総会の開催日の1週間前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 事業年度末日現在における正会員を、当該事業年度の終了後に招集される定時総会及び翌事業年度中に開催される臨時総会に関して議決権を有する正会員とする。

## 第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第5条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(正会員等の出席)

第6条 総会に出席する正会員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

- 2 正社員の代理人として総会に出席する者は、会場の受付において、第1項の出席票と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(正会員以外の者の出席)

第7条 理事及び監事は、やむを得ない理由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

- 2 本会の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

## 第4章 総会の議事

(議長)

第8条 議長は、会長がこれあたり、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 第1項の会長が出席しないときは、その総会の議長は、定款第13条（理事の職務権限）に基づき、出席した副会長の中から選出する。
- 3 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
  - (1) 正会員の代表者又はその従業員若しくはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
  - (2) 議長の指示に従わない者
  - (3) 総会の秩序を乱した者
- 4 議長は議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第9条 議長は、総会の開催に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(開会の宣言)

第10条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第11条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開催時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している正会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第12条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第13条 議長は、議題付議の宣言後、必要と認めるときは、理事及び監事に対してその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。
- 3 一般社団法人及一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第43条、第44条又は第49条第3項の規定により正会員から提案があった場合、議長はその正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第14条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。

- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第15条 正会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなき時は直ちに却下することができる。

(採決)

第16条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 5 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(出席した正会員の議決権の数)

第17条 総会の決議については、次の数の合計を出席した正会員の議決権の数とする。

- (1) 出席した正会員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた正会員の議決権の数
- (3) 前号の議決権の数には、正会員からの委任状の数を含むものとする。ただし、委任状は総会開催日の前日までに提出されなければならない。

(採決結果の宣言)

第18条 議長は、採決が終了した場合は、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第19条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第20条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合延会又は継続の日時及び場所についても決議しなければならない。ただしその決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正社員に通知しなければならない。

(閉会)

第21条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは、続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、書面又は電磁的方法をもって別表に掲げる事項を記載した議事録を作成し

なければならない。

(議事の結果の報告)

第23条 議長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、機関紙等に掲載するものとする。

## 第5章 事務局

(事務局)

第24条 総会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

## 第6章 雑則

(改 廃)

第25条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。ただし、軽微な事項については、会長の決裁で変更できものとする。

## 附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

「別 表」

## 議事録記載事項

1. 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は正会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法）
2. 議事の経過の要領及びその結果
3. 決議を要する事項について特別の利害関係を有する正会員があるときは、当該正会員の氏名
4. 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要
  - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき
  - ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
5. 総会に出席した理事、監事の氏名
6. 議長の氏名
7. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名



## 会費規程の一部改定について

変更部分

現行	改定後
<p>(会費の使途)</p> <p>第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の<u>50%程度</u>を当該年度の会組織の充実に図る事業、全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業、会員のための福利厚生事業、管理費に使用する。</p>	<p>(会費の使途)</p> <p>第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の<u>20%以上</u>を当該年度の公益目的事業に使用する。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は平成24年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は平成24年4月1日から適用する。</p> <p><u>平成26年4月1日、一部改定する。</u></p>